奈良県告示第三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年三月十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

廃止した居宅サービスの種類	廃止年月日	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者			訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	
		名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地
訪問介護、居宅介護支援事業及び介護予防訪問介護	平成二十六年三月三十一日	介護のみき株式会社	大和高田市昭和町二―三三		介護のみきうねびケアセンター	橿原市鳥屋町二四―五　エスペランサ森川Ⅰ一〇一号
通所介護及び介護予防通所介護	平成二十六年三月三十一日	介護のみき株式会社	大和高田市昭和町二―三三		介護のみきうねびデイサービスセンター	橿原市鳥屋町二四―七